平成２８年（フ）第５９号
埼玉県吉川市大字川藤638番地30
債務者　山下　　香
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
埼玉県吉川市大字川藤638番地30
債務者　山下　幸子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
埼玉県越谷市レイクタウン６丁目３番地８オリーブ102、旧住所東京都足立区大谷田５丁目12番８－203号
債務者　湯口　　歩
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３号
埼玉県入間市東藤沢７丁目16番17号　シャルマン森田202
債務者　片野　光男
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４４号
埼玉県ふじみ野市旭１丁目１番23号　コーポジョウ202
債務者　高橋　尚子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７７号
埼玉県川越市大字砂743番地１
債務者　野口　孝志
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８６号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷324番地１ビューティハイム金子108号
債務者　菊地　直美
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１００号
埼玉県所沢市西所沢１丁目15番28－302号
ｗｉ１１Ｄｏ西所沢
債務者　小林　明子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５００号
相模原市中央区矢部３丁目12番17号　ウイング相模原102
債務者　土谷　秀雄
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５４号
相模原市中央区南橋本２丁目14番４号　ロッシェル南橋本201
債務者　山沢　勇人
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５５号
相模原市南区相模大野８丁目２番６－710号
債務者　久松　芽衣
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第５６号
相模原市中央区氷川町13番13号　堀江ハイツ101
債務者　大垣　綾子
1　決定年月日時　平成28年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第２６号
愛知県岡崎市明大寺町字馬場東149番地アーバンライフ田301
債務者　鶴田　静子
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第７号
京都府福知山市荒河東町14番地　コーポ花水木Ａ101号
債務者　錦織　里花
1　決定年月日時　平成28年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
兵庫県多可郡多可町中区森本112番地
債務者　後藤亥三武
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２７年（フ）第７７号
兵庫県西脇市黒田庄町津万井164番地の１石栄コート17号、前住所兵庫県多可郡多可町中区森本112番地
債務者　後藤眞利子
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第４１号
香川県高松市西春日町1407番地　県住22－204
債務者　赤澤　和義
1　決定年月日時　平成28年３月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係